

健発0930第1号
平成25年9月30日

各〔都道府県知事
政令市市長
特別区区長〕殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について(施行通知)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第114号。以下「改正省令」という。)が本日公布され、平成25年10月14日から施行されるところであるが、その改正の概要等は下記のとおりであり、貴職におかれては、内容を御了知の上、関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正省令の概要

ロタウイルスによる感染性胃腸炎を、基幹定点(患者を300人以上収容する施設を有する病院であって、その診療科名中に内科及び外科を含むもので都道府県知事が指定するもの)による届出対象疾病とする。

なお、小児科定点による感染性胃腸炎の届出については、引き続き、経年比較等の必要があることから、ロタウイルスによるものと他の原因ウイルス等によるものを区別することなく、感染性胃腸炎としての届出を従前どおり実施する。

2 施行期日

平成25年10月14日

3 感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正

感染症発生動向調査事業実施要綱(平成11年3月19日付け健医発第458号)について別添新旧対照表のとおり改める。

この実施要綱の改正は、平成25年10月14日から施行する。

感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">感染症発生動向調査事業実施要綱</p> <p>第 1 ～ 第 3 (略)</p> <p>第 4 実施体制の整備</p> <p>1 中央感染症情報センター 中央感染症情報センターは、都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下「都道府県等」という。)の本庁から報告された患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集、分析し、その結果を全国情報として速やかに都道府県等に提供・公開するための中心的役割を果たすものとして、国立感染症研究所感染症疫学センター内に設置する。</p> <p>2 ～ 4 (略)</p> <p>第 5 事業の実施</p> <p>1 ～ 2 (略)</p> <p>3 定点把握対象の五類感染症 (1) (略)</p> <p>(2) 定点の選定 ア 患者定点 (略) ① ～ ④ (略)</p> <p>⑤ 対象感染症のうち、第 2 の (82) のうち病原体が <u>ロタウイルスであるもの及び (97) から (104) までに掲げるもの</u>については、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を 300 人以上収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標榜する病院(小児科医療と内科医療を提供しているもの)を 2 次医療圏域毎に 1 カ所以上、基幹定点として指定すること。</p> <p>イ 病原体定点 (略) ① ～ ④ (略)</p>	<p style="text-align: center;">感染症発生動向調査事業実施要綱</p> <p>第 1 ～ 第 3 (略)</p> <p>第 4 実施体制の整備</p> <p>1 中央感染症情報センター 中央感染症情報センターは、都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下「都道府県等」という。)の本庁から報告された患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集、分析し、その結果を全国情報として速やかに都道府県等に提供・公開するための中心的役割を果たすものとして、国立感染症研究所感染症情報センター内に設置する。</p> <p>2 ～ 4 (略)</p> <p>第 5 事業の実施</p> <p>1 ～ 2 (略)</p> <p>3 定点把握対象の五類感染症 (1) (略)</p> <p>(2) 定点の選定 ア 患者定点 (略) ① ～ ④ (略)</p> <p>⑤ 対象感染症のうち、第 2 の (97) から (104) までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を 300 人以上収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標榜する病院(小児科医療と内科医療を提供しているもの)を 2 次医療圏域毎に 1 カ所以上、基幹定点として指定すること。</p> <p>イ 病原体定点 (略) ① ～ ④ (略)</p>

⑤ アの⑤により選定された患者定点は、全て基幹病原体定点として、第2の(82)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(98)及び(101)を対象感染症とすること。

(3)～(4) (略)

4～6 (略)

第6 (略)

第7 実施時期

この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。ただし、第5の3の(2)の②の指定については、平成23年7月29日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成25年5月6日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成25年10月14日から施行する。

⑤ アの⑤により選定された患者定点は、全て基幹病原体定点として、第2の(98)及び(101)を対象感染症とすること。

(3)～(4) (略)

4～6 (略)

第6 (略)

第7 実施時期

この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。ただし、第5の3の(2)の②の指定については、平成23年7月29日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成25年5月6日から施行する。